

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【公開番号】特開2003-95873(P2003-95873A)

【公開日】平成15年4月3日(2003.4.3)

【出願番号】特願2001-288886(P2001-288886)

【国際特許分類】

A 61 K 8/00 (2006.01)

A 61 Q 1/10 (2006.01)

【F I】

A 61 K 7/032

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月16日(2007.1.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ワックス分を10～70重量%含有することを特徴とするアイメークアップ化粧料によるアイメークアップ用のオーバーコート化粧料であって、水不溶性ポリマー及び/又は疎水性ポリマーを含有することを特徴とする、オーバーコート化粧料。

【請求項2】

水不溶性ポリマー及び/又は疎水性ポリマーが、アクリル酸アルキル共重合体、アクリル酸アルキル・メタクリル酸アルキル・メチルスチレン共重合体、パーフルオロポリエーテル及びフルオロアルキル変性アルキルポリシロキサンから選択される1種乃至は2種以上であることを特徴とする、請求項1に記載のオーバーコート化粧料。

【請求項3】

アイメークアップ化粧料が眉墨、アイカラー、アイライナー又はマスカラであることを特徴とする、請求項1又は2に記載のオーバーコート化粧料。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、オーバーコート化粧料に関し、更に詳細には、アイメークアップ化粧料の化粧崩れを防ぐのに有用なオーバーコート化粧料に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

一方、これまでメーカーアップ化粧料を特定の化粧料で上から覆いその化粧持ちを向上させること、所謂オーバーコート化粧料は口紅に於いては、カップやタバコなどに色移りす

るのを防ぐ目的で開発されていたが、化粧崩れを防ぐ目的でのオーバーコート化粧料も、アイマークアップに対するオーバーコート化粧料も全く知られていなかった。又、その様な発想すらなかった。勿論、水不溶性ポリマー及び／又は疎水性ポリマーを含有することを特徴とする、アイマークアップ用のオーバーコート化粧料も全く知られていなかった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題の解決手段】

本発明者らは、この様な状況に鑑みて、アイカラー、アイライナー、マスカラ、眉墨などのアイマークアップ化粧料の化粧持ちを向上させる手段を求めて鋭意研究努力を重ねた結果、水不溶性ポリマー及び／又は疎水性ポリマーを含有することを特徴とする、アイマークアップ用のオーバーコート化粧料がその様な特質を付与することができることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は、以下に示す技術に関するものである。

(1) ワックス分を10～70重量%含有することを特徴とするアイマークアップ化粧料によるアイマークアップ用のオーバーコート化粧料であって、水不溶性ポリマー及び／又は疎水性ポリマーを含有することを特徴とする、オーバーコート化粧料。

(2) 水不溶性ポリマー及び／又は疎水性ポリマーが、アクリル酸アルキル共重合体、アクリル酸アルキル・メタクリル酸アルキル・メチルスチレン、パーフルオロポリエーテル及びフルオロアルキル変性アルキルポリシロキサンから選択される1種乃至は2種以上であることを特徴とする、(1)に記載のオーバーコート化粧料。

(3) アイマークアップ化粧料が眉墨、アイカラー、アイライナー又はマスカラであることを特徴とする、(1)又は(2)に記載のオーバーコート化粧料。

以下に、本発明について更に詳細に説明を加える。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【発明の実施の形態】

本発明のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料は、水不溶性ポリマー及び／又は疎水性ポリマーを含有することを特徴とする。ここで、水不溶性ポリマーとは実質的に水に溶けたり、水で軟化したりしないポリマーのことを意味し、具体的にはアクリル酸アルキル、メタクリル酸アルキル、アルキル基を有していても良いスチレン及びアルキレンから選ばれる1種乃至は2種以上の重合体乃至は共重合体が好ましく例示できる。これらは、エマルジョン重合などにより、エマルジョンの形態で含有させることができが好ましい。かかるポリマーは前記モノマーを界面活性剤、重合開始剤などとともに水系の溶媒に分散させて重合させることにより得ることができる。この様な水不溶性ポリマーは、通常化粧料で使用されるものであれば、特段の限定無く使用することが出来、共重合体としては、通常のランダム共重合体であっても、グラフト共重合体であっても、ブロック共重合体であっても、コア・シェル型共重合体であってもかまわない。特に好ましいものは、アクリル酸アルキル共重合体エマルション及び／又はアクリル酸アルキル・メタクリル酸アルキル・メチルスチレン共重合体エマルションである。この様なポリマーは上記の手段に従って製造して用いても良いし、既に市販されているものを用いてもかまわない。好ましい市販品としては、大成化工株式会社製のポリジョイントJN(アクリル酸アルキル共重合体エマルション；樹脂分50重量%)と日光ケミカルズ株式会社より販売されているエマポリーカN(アクリル酸アルキル・メタクリル酸アルキル・メチルスチレン共重合体エマルショ

ン；樹脂分 5~9 重量%) が挙げられる。これらは唯一種を含有することもできるし、二種以上を組み合わせて含有させることもできる。かかる水不溶性ポリマーを本発明のオーバーコート化粧料に用いる場合には、その含有量としては、総量で、化粧料全量に対して、樹脂分に換算して 1~20 重量% が好ましく、更に好ましくは、3~10 重量% である。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

又、疎水性のポリマーとしては、水に不溶あることにとどまらず、水や油脂分をはじめ性質があることも必要とされる。この様な特質を有するポリマーとしては、パーフルオロポリエーテルや、アルキルポリシロキサンのアルキル基の一部をフルオロアルキル基に置換したフルオロアルキル変性アルキルポリシロキサンなどが例示できる。後者においては、アルキル基としては炭素数 1~10 のものが好ましく例示できる。この様なフルオロ変性アルキルポリシロキサンは、反応性水素原子を残すアルキルポリシロキサンにジメチルフルオロアルキルメトキシシランなどのシランカップリング剤を反応させてフルオロアルキル変性させることにより製造することが出来る。これらの内ではパーフルオロポリエーテルが好ましく例示できる。この様なものは既に市販品が存在しており、この様な市販品の内、好ましいものとしては、アウジモント社製のホンブリン HC / 04 が例示できる。この様な疎水性ポリマーを本発明のオーバーコート化粧料に含有させる場合には、その限定された相溶性から 80 重量% 以上が好ましく、85 重量% 以上が更に好ましい。又、この様なパーフルオロポリエーテルを本発明のオーバーコート化粧料に用いる場合には、その密着性を向上させる目的で、シリカ、珪酸カルシウム、珪酸マグネシウム、炭酸カルシウム、結晶セルロース、ベントナイト及びメチルシロキサン網状重合体から選択される 1 種乃至は 2 種以上を 1~10 重量%、更に好ましくは 2~7 重量% 含有させることが好ましい。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の化粧料は、上記必須成分である、水不溶性ポリマー及び / 又は疎水性ポリマー以外に、通常化粧料で使用される任意の成分を含有することが出来る。この様な任意の成分としては、例えば、スクワラン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類、ジメチコンやフェメチコン、架橋型メチルポリシロキサンなどのシリコーン類、ホホバ油、ビーゼルワックス、カルナウバワックス、オレイン酸オクチルドデシル等のエステル類、オリーブ油、牛脂、椰子油等のトリグリセライド類、ステアリン酸、オレイン酸、リチノレイン酸等の脂肪酸、オレイルアルコール、ステアリルアルコール、オクチルドデカノール等の高級アルコール、ポリエチレングリコール、グリセリン、1,2-ペンタジオール、イソプレングリコール、1,3-ブタンジオール、ソルビトール、マルチトール等の多価アルコール類、脂肪酸モノグリセリド、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンアルキルエーテルなどの非イオン界面活性剤類、増粘・ゲル化剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤、有機色素などの色剤、防腐剤、二酸化チタン、酸化鉄、チタンマイカ、着色チタンマイカ、虹彩箔等の粉体等を例示することができる。これらの内、特に好ましいものは、水不溶性ポリマーのみを含有する場合に於いては、多価アルコールであり、中でも、1,2-ペンタジオール、イソプレングリコール及び1,3-ブタンジオールから選ばれる 1 種乃至は 2 種以上が好ましく例示できる。これは、この様な多価アルコール

が、化粧崩れしない被膜の好ましい可塑剤となることと、ポリマーエマルションを化粧料に使用する場合に問題になる微生物汚染に対して、これを防ぐ作用を有するためである。これらの好ましい含有量は1～10重量%であり、更に好ましくは、2～7重量%である。これは、少なすぎると可塑作用や抗微生物作用を損なう場合があり、多すぎると被膜そのものの形成を損なう場合があるからである。又、この様な多価アルコールを使用する場合には、フェノキシエタノールを併用すると抗微生物特性が更に向上するので好ましい。フェノキシエタノールの好ましい含有量は、化粧料全量に対して0.1～1.5重量%である。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料は、上記の必須成分と任意成分、好ましい成分を常法に従って処理することにより製造することが出来る。本発明のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料は、眉墨、アイカラー、アイライナー或いはマスカラなどのアイマークアップ化粧料を塗布した後、その上に塗布し、本発明のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料の被膜により、眉墨、アイカラー、アイライナー或いはマスカラが汗や皮脂によって化粧崩れするのを防ぐ作用を有する。本発明のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料を用いることにより、ワックス含有量が多く、従って、皮膚への付着性も低い化粧料も、本発明のオーバーコート化粧料のオーバーコートにより、密着、固定させることが出来る。これにより化粧崩れを防ぐことが出来る。本発明のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料が適用されるアイマークアップ化粧料としては、特段の限定はされず、例えば、乳化タイプ、オイルゲルタイプ、溶剤分散タイプなど通常知られている剤形に適用できる。かかるワックス分の含量としては、眉墨全量の10～70重量%含有するものが挙げられる。これらの中、化粧崩れの問題が特に著しいオイルゲルタイプ化粧料のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料として用いるのが特に好ましい。この様に、本発明のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料の被膜をワックス分の多いアイマークアップ化粧料の上に塗布することにより、アイマークアップ化粧料を固定でき、皮脂や汗などにより化粧崩れする事を防ぐことが出来る。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

<実施例1>

以下に示す处方に従って本発明のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料を作成した。即ち、处方成分を良く混合し、本発明のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料1を得た。このものの化粧持ち効果を、パネラー5名を使用したサウナ試験で確かめた。即ち、右をアイブローペンシルで眉を描いた上にアイマークアップ用のオーバーコート化粧料1を塗布した。左は皮膚に直接同じアイブローペンシルで眉を描いた。その後、30分間サウナに入つてもらい、退室後10分に次の基準で化粧持ちを専門パネラーが判定した。即ち、スコア5：線のかすれが全く観察されない、スコア4：線のかすれが殆ど観察されない、スコア3：線のかすれは多少あるものにじみががなく化粧崩れが目立たない、スコア2：線のかすれと僅かなにじみがあり、明るいところで見ると化粧崩れがわかる、スコア1：明確に暗いところでも化粧崩れが判るの基準である。結果を表1に出現例数として示す。これより、本発明のアイマークアップ用のオーバーコート化粧料を使用することにより化粧持ちが向上していることが判る。

(アイメークアップ用のオーバーコート化粧料1)

ポリジヨイントJN 10 重量部

(アクリル酸アルキル共重合体エマルション；乾燥樹脂分5重量部)

1,2-ペンタンジオール 5 重量部

フェノキシエタノール 0.6 重量部

水 74.4 重量部

エタノール 10 重量部

(アイブローペンシルの芯部)

固体パラフィン 30 重量部

マイクロクリスタリンワックス 10 重量部

ヒマシ油 5 重量部

スクワラン 5 重量部

モクロウ 10 重量部

ワセリン 9.9 重量部

ソルビタンセスキオレート 0.1 重量部

黒色酸化鉄 10 重量部

ベンガラ 5 重量部

タルク 15 重量部

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

<実施例10～13>

アイメークアップ用のオーバーコート化粧料8のシリカを種々の粉体に変え、実施例9と同様の検討を行った。結果を表5に示す。何れも優れた化粧持ち改善効果を有していることが判る。

ホンブリンHC/04 95 重量部

粉体＊＊ 5 重量部

＊＊詳細は表5に示す。